令和２年４月３０日付け省令改正における自立支援医療の申請等の取扱いについてのＱ＆Ａ（令和２年６月２日追記）

Ｑ１．今回の支給認定の有効期間の延長は、更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となるか。また、延長の対象者について有効期間以外の条件（疾患の種類等）はあるか。

Ａ１．今回の延長は更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となります（有効期間を原則３ヶ月以内としている更生医療・育成医療についても、一律に１年間の延長とします。また、育成医療については、有効期間中に満１８歳になる場合が考えられますが、同様に１年間の延長として差し支えありません）。施行通知に「新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書等を提出することが困難な場合には」と記載がありますが、これは特定の状況を想定しておらず、個々の患者ごとに判断を求めるものではありません。したがって、延長の対象者については、有効期間以外の条件を設けておらず、令和２年３月１日から令和３年２月２８日に有効期間が終了する全ての受給者が対象と考えて差し支えありません。

Ｑ２． 新規の申請や変更の申請についてはどのように取り扱うか。

Ａ２．新規や変更については通常どおり申請していただくことになります。ただし、申請書類の提出については郵送で対応していただく等、受給者が申請のための外出を回避することが出来るように努めていただくようお願いいたします。

Ｑ３．有効期間を延長するにあたり、対象者が何らかの手続きをとる必要があるか。

Ａ３．対象者の手続きは不要です。自治体及び医療機関においては、対象の受給者証の有効期間を読み替える形でのご対応をお願いいたします。

Ｑ４．施行通知第３留意事項（１）に「受給者証等については、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用することとする」とあるが、医療機関等の混乱を避けるため、延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行することは差し支えないか。

Ａ４．差し支えありませんが、対象者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、今回の改正を受けた受給者証の取扱いについて十分に周知をお願いいたします。

Ｑ５．精神通院医療においては、診断書の提出は２年に一度で足りるとしているところ、本来当該期間内に予定されていた再認定の申請時に、診断書が必要であった受給者、不要であった受給者それぞれの診断書の提出についてはどのように取り扱うか。

Ａ５．診断書が必要であった受給者、不要であった受給者ともに本来の診断書の提出から１年遅らせるという考え方でご対応をお願いいたします（別紙（１）参照）。

（例）令和２年３月３１日に期限が満了する受給者について、同年４月１日以降の再認定の申請を予定していた場合

・本来診断書の提出が必要であった受給者→令和３年４月１日～の申請時（次回）に提出

・本来診断書の提出が不要であった受給者→令和４年４月１日～の申請時（次々回）に提出（次回の申請時の提出は不要）

Ｑ６．対象者で既に再認定に係る診断書や申請書類を提出している場合、支給認定をどのように行うか。また、既に申請書等を提出し、審査の結果認定を行わないとした対象者についても延長の対象とする必要があるか。

Ａ６．各自治体の判断により、受給者証の有効期限が延長されている旨ご連絡する、延長後の有効期限を記載した受給者証を新たに発行するなど、適宜対象者に配慮したご対応をお願いいたします。また、既に申請があり、審査の結果認定を行わないとした対象者については、積極的にその決定を改める必要はないと考えます。ただし、今回の延長は省令で定めた措置であることや、申請をせず延長となっている対象者との公平性の観点から、ご本人から延長としてほしい旨要望があった場合などは、それを拒むことは適切ではないものと考えます。

Ｑ７． 延長になった期間の所得区分はどのように取り扱うか。

Ａ７． 所得区分に関して変更の申請等があった場合は、施行通知第３留意事項（２）に記載のとおりにご対応をお願いいたします。

Ｑ８．精神障害者保健福祉手帳との同時申請についてはどのように取り扱うか。

Ａ８．手帳については、今回の特例により、申請は通常どおり行い、診断書については１年間その提出を猶予することとしているため、診断書の提出が１度で済むように、適宜柔軟にご対応いただくことも差し支えありません。

（例）自立支援医療、手帳の更新期限がともに令和２年３月３１日であり、同時申請を希望する者の場合

手帳：更新期限までに申請書を提出。有効期限は令和４年３月３１日。診断書の提出期限は令和３年３月３１日。

自立：更新期限は令和３年３月３１日まで延長とし、延長後の申請時には、診断書は手帳更新時のもの（令和３年３月３１日までに提出する診断書）と同一で可。その後、手帳の次回更新時（令和４年３月３１日まで）に診断書と共に自立支援医療の申請書を提出し、それ以降は通常どおり、２年に１度、手帳更新時に提出する診断書をもって自立支援医療の診断書とする（別紙（２）対応例１）。また、手帳と自立支援医療の申請書を同時に提出（例：令和２年３月３１日）し、その後診断書を猶予期間内（例：令和３年３月３１日まで）に提出した場合は、申請と同時に提出があったものとし、自立支援医療の判定に使用することも差し支えない（別紙（２）対応例２）。

※提出期限については便宜的に設定したものです。実際の運用については、各自治体にお任せします。

Ｑ９．経過的特例の対象者についてはどのように取り扱うか。
Ａ９．経過的特例の対象者についても延長の対象としますが、経過的特例の令和３年３月３１日以降の取扱いについては現時点では未定であるため、１年間延長した有効期限の終期が令和３年３月３１日を超える対象者の取扱いについては、令和元年１２月２６日付け事務連絡「自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて」のとおりとしてください。

※このＱ＆Ａは便宜的に作成したものであり、今後追加や変更もあり得ることに御留意ください。